

土地利用規制ガイド

令和6年8月

宮 崎 県

まえがき

土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であり、国民の諸活動にとって不可欠の基盤です。このため、その利用に関しては、都市計画、農業振興、自然環境の保全、防災等様々な観点から、各種法令に基づく計画と規制が設けられています。

このようなことから、開発事業者等が土地取引やその利用に当たり踏むべき許認可手続きは、専門的にかつ多岐にわたることが多く、市町村や県の窓口で寄せられる相談等も時代の変化とともに、複雑化、多様化かつ高度化しています。

また、地方分権、行財政改革、情報公開、個人情報保護など、行政への要請が変化する中で、行政運営の公正性、透明性、迅速性を確保しながら、適正な土地取引とその利用を促進していくためには、窓口において許認可事務に携わる職員一人ひとりが、自らの担当事務はもとより関連する許認可事務についても見識を広め、関係機関の職員との相互連携をこれまで以上に緊密にしつつ、担当事務の適正な執行に当たることが強く求められています。

この冊子は、このような状況を踏まえ、土地取引とその利用について、関係する許認可事務の概要が理解できるようガイドブックとして作成したものです。

日常業務の手引きとして、また、県民の皆様からの相談や問い合わせの際の応対等、幅広く活用していただければ幸いです。

令和6年8月

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

利用上の注意

- 1 このガイドは、県又は市町村が所管する事務であって、土地取引や土地利用に関する法令等に基づく各種規制・制限のうち、国及び地方公共団体を除く法人や県民等が行う経済活動等に伴い制約を受ける事項を中心に掲載しています。
- 2 このガイドは、法令等に基づく各種規制・制限を概観することを目的としているため、通常、多く見受けられる場合を想定し、基本的内容の記述にとどめています。
- 3 このガイドは、令和6年6月1日現在で作成していますが、法令等によっては、その後、改正されることもあります。
- 4 個別のプロジェクトに対する規制・制限の適用については、計画の場所、計画の内容及び法令等の改正状況によっては、本書記載の内容と異なる場合がありますので、事前に所定の相談窓口にお問い合わせください。

目 次

■第Ⅰ部 土地取引及び土地利用規制の概要	1
	(次項「掲載事項一覧」参照)
■第Ⅱ部 許認可事務の所管機関名簿	96